

事務連絡
令和7年8月25日

各都道府県 バリアフリー施策ご担当者 御中

国土交通省総合政策局共生社会政策課

学校施設におけるバリアフリー化の一層の推進について

平素より、国土交通行政の推進に多大なるご理解、ご協力を賜り、御礼申し上げます。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「バリアフリー法」）では、国が定める基本方針に基づき、市区町村の旅客施設を中心とする地区や、高齢者、障害者等が利用する施設が集まる地区について、面的・一体的なバリアフリー化を図るため、移動等円滑化促進方針及び基本構想（以下「基本構想等」）を作成するよう努めるものとされております。

この度、学校施設におけるバリアフリー化の一層の推進について、文部科学省から国土交通省に、各都道府県及び市区町村の基本構想等の策定等に関わる都市計画等の担当部局への周知依頼がまいりましたので、周知させていただきます。

学校施設の整備に当たっては、障害のある児童生徒が支障なく安心して学校生活を送ることができるようにするとともに、災害時における避難所など地域のコミュニティの拠点としての役割も果たすことから、学校施設のバリアフリー化を推進していくことが重要です。

そこで、文部科学省において、「学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議」の下に「学校施設のバリアフリー化の推進に関する検討部会」を設置され、「学校施設バリアフリー化推進指針」を改訂するとともに、公立の小中学校等（義務教育学校及び中等教育学校（前期課程）を含む。）におけるバリアフリー化について、令和12年度末までの5年間に着実に整備を行うための整備目標を定め、このことについて、別添通知のとおり、文部科学省から都道府県教育委員会等へ周知されております。

学校施設のバリアフリー化を計画的に推進するためには、当該地方公共団体における全体的な中・長期の行政計画やバリアフリー化整備計画等の上位計画との整合を図りつつ、学校、家庭・地域（自治会、障害者団体等）、行政（教育委員会、営繕部局、都市計画部局、財政部局、防災部局等）等の参画により、幅広く関係者の理解・合意を得ながら、学校施設のバリアフリー化に関する整備計画を策定することが重要です。

このため、各都道府県におかれましては、本通知の内容について確認いただくとともに、管内の市区町村がバリアフリー法に基づく基本構想等を策定・見直しをする際等に、各地域の状況に応じて、学校設置者との連携が図られるよう、貴都道府県管内の市区町村に対し周知するようお願いいたします。

以上

「学校施設バリアフリー化推進指針」の改訂と、令和12年度末までの公立小中学校等施設のバリアフリー化に関する整備目標を通知するとともに、学校施設におけるバリアフリー化の一層の推進について依頼するものです。

7文科施第413号
令和7年8月22日

各 国 公 私 立 大 学 長
各 公 私 立 短 期 大 学 長
各 公 私 立 高 等 専 門 学 校 長
独立行政法人国立高等専門学校機構理事長
各 都 道 府 県 知 事
各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長 殿
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会 教 育 長
構造改革特別区域法第12条第1項の
認定を受けた各地方公共団体の長
厚 生 労 働 省 医 政 局 長
厚 生 労 働 省 社 会 ・ 援 護 局 長

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部長

蝦 名 喜 之
(公印省略)

学校施設におけるバリアフリー化の一層の推進について（通知）

学校施設の整備に当たっては、障害のある児童生徒が支障なく安心して学校生活を送ることができるようにするとともに、災害時における避難所など地域のコミュニティの拠点としての役割も果たすことから、学校施設のバリアフリー化を推進していくことが重要です。

このため、文部科学省においては、「学校施設におけるバリアフリー化の一層の推進について（通知）」（令和7年3月31日付け6文科施第969号。以下「推進通知」という。）等において、学校施設のバリアフリー化を一層進めるよう要請してきたところです。

文部科学省では、令和7年1月に「学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議」（主査：奈須正裕 上智大学総合人間科学部教育学科教授。以下、「調査研究協力者会議」という。）の下に「学校施設のバリアフリー化の推進に関する検討部会」（部会長：高橋儀平 東洋大学名誉教授。以下、「部会」という。）を設置しました。部会において、今後の学校施設のバリアフリー化の在り方及び学校施設バリアフリー化推進指針の改訂について、具体的・専門的な検討を行い、調査研究協力者会議において「今後の学校施設のバリアフリー

化の推進に関する取組について」(参考1参照)を取りまとめ、文部科学省において「学校施設バリアフリー化推進指針」を改訂(別添1参照)するとともに、公立の小中学校等(義務教育学校及び中等教育学校(前期課程)を含む。以下同じ。)におけるバリアフリー化について、令和12年度末までの5年間に着実に整備を行うための整備目標を定めました(別添2参照)。

つきましては、各学校設置者におかれては、今般改訂した学校施設バリアフリー化推進指針を活用するとともに、下記の点に留意の上、学校施設のバリアフリー化を着実かつ迅速に進めるようお願いいたします。

また、このことについて、各都道府県教育委員会におかれては域内の市区町村教育委員会等に対して、各都道府県におかれては、所轄の学校法人等に対して周知するようお願いいたします。

記

1. 公立小中学校等施設における整備目標等を踏まえた早期のバリアフリー化について

公立小中学校等施設におけるバリアフリー化について、令和2年度から令和6年度までの整備状況の推移を確認すると、一定の進捗は認められるものの、令和7年度末まで国の整備目標に対して進捗が十分でない状況にあります。このたび定めた令和12年度末までの整備目標については、この状況を踏まえ、これまでの整備目標を早期に達成することを目指すこととしております。

更に、この整備目標の達成に向けて、その取組を推進し、また、バリアフリー化の整備内容の質の担保のため、

- ・早期のバリアフリー化を図るため、令和12年度までに原則全ての学校設置者において、バリアフリー化に関する整備計画や方針が策定されること
- ・令和12年度時点で新築・改築、大規模改修の整備を検討している学校設置者において当事者参画が実施されること

を目標としています。

この目標を踏まえ、学校設置者におかれては、校舎及び屋内運動場において、バリアフリートイレやスロープ等による段差解消、エレベーターの整備等のバリアフリー化の整備に早期に取り組むようお願いいたします。特にエレベーターの設置については、配慮を要する児童生徒等の垂直移動の基礎的整備であることから、その重要性を十分に認識し、計画するようお願いいたします。その際、技術的な事情等により早期にエレベーターの整備が行えない場合にも、当面の措置として、法令適合の段差解消機等の活用も含めてきめ細かに計画するようお願いいたします。なお、簡易な階段昇降機や階段昇降車は、バリアフリー法に基づくエレベーターの定義に含まれていないことに留意しつつ、法令に基づいたエレベーター等を整備するようお願いいたします(別添3参照)。

また、インクルーシブ教育システムの構築及び災害時の避難所としての利用等の観点から、学校種や設置主体の別にかかわらず、学校施設のバリアフリー化を一層推進する必要があることから、公立小中学校等以外の学校施設についても、公立小中学校等の整備目標を参考にしつつ、取組を進めるようお願いいたします。

なお、推進通知では、令和7年6月施行の建築物移動等円滑化基準の見直し内容につい

て、既存学校施設にバリアフリートイレやエレベーター等を整備する際に既存不適格建築物における法令への対応が生じた場合について等を通知しておりますので、こちらの内容についても留意するようお願いいたします。加えて、国土交通省の「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」（参考2参照）及び「建築プロジェクトの当事者参画ガイドライン」（参考3参照）についても参考にするようお願いいたします。

2. 関係部局との連携について

学校施設のバリアフリー化を計画的に推進するためには、当該地方公共団体における全体的な中・長期の行政計画やバリアフリー化整備計画等の上位計画との整合を図りつつ、学校、家庭・地域（自治会、障害者団体等）、行政（教育委員会、営繕部局、都市計画部局、財政部局、防災部局等）等の参画により、幅広く関係者の理解・合意を得ながら、学校施設のバリアフリー化に関する整備計画を策定することが重要です。

このため、地方公共団体における関係部局との連携が図られるよう、本通知については、国土交通省及び内閣府に、各都道府県及び市区町村の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化促進方針や基本構想の策定等に関わる都市計画等の担当部局及び防災部局へ情報共有するよう依頼をしております。各学校設置者におかれては、必要に応じて、まちづくりや避難所整備の観点で関係部局とも連携し、学校施設のバリアフリー化を推進していただくようお願いいたします。

3. 学校施設のバリアフリー化に係る国庫補助等について

公立小中学校等施設のバリアフリー化の加速に向けて、各学校設置者の取組を支援するため、令和3年度より、バリアフリー化のための改修事業について、国庫補助率を1/3から1/2に引き上げています。また、別添4に記載のとおり、公立小中学校等以外の学校種にも活用可能な補助等がございますので、ご検討ください。

4. 今後の文部科学省における取組について

部会では、既存施設等におけるバリアフリー化促進のための新たな取組についても検討を行いました。今後、文部科学省では、自治体での取組の横展開、アドバイザーの紹介・派遣等を行う学校施設のバリアフリー化に関するプラットフォームの構築等を行う予定です。公表の際には改めて周知いたしますので、これらも活用いただきながら、バリアフリー化の取組を進めていただくようお願いいたします。

(別添資料)

- 別添1 学校施設バリアフリー化推進指針（令和7年8月、文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部）
- 別添2 公立小中学校等施設のバリアフリー化に関する整備目標
- 別添3 学校施設に対するエレベーターの国の整備に係る留意事項
- 別添4 学校施設のバリアフリー化に係る国庫補助等

(参考)

- 参考1 今後の学校施設のバリアフリー化の推進に関する取組について（令和7年8月 学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議）
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shisetu/074/toushin/mext_02159.html
- 参考2 高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（令和7年5月 国土交通省）
<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/content/001892119.pdf>
- 参考3 建築プロジェクトの当事者参画ガイドライン（令和7年5月 国土交通省）
<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/content/001892108.pdf>
- 参考4 学校施設におけるバリアフリー化の一層の推進について（通知）（令和7年3月31日付け6文科施第969号）
https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/2022/mext_00002.html

【本件担当】

大臣官房文教施設企画・防災部 施設企画課 指導第一係

電話：03-6734-2291 E-mail:shisetulead-1@mext.go.jp

公立小中学校等施設のバリアフリー化に関する整備目標

(令和 8 年度～令和 1 2 年度)

※一部抜粋

令和 7 年 8 月 2 2 日
文 部 科 学 省

令和 2 年の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「バリアフリー法」という。）及び同法施行令の一部改正により、一定規模以上の新築等を行う場合に建築物移動等円滑化基準（以下「バリアフリー基準」という。）への適合義務の対象となる特別特定建築物に公立の小中学校等（義務教育学校及び中等教育学校（前期課程）を含む。以下同じ。）が新たに位置付けられた。令和 3 年 4 月以降に新築等される公立小中学校等については、改正後の法令への対応が必要となり、既存の当該建築物についてもバリアフリー基準適合の努力義務が課せられることとなる。また、バリアフリー法の改正に係る附帯決議には、公立の小中学校について、既設であっても数値目標を示しバリアフリー化を積極的に進めることが言及された。

このことを踏まえ、文部科学省において、公立の小中学校等を対象とし、令和 2 年 1 2 月に既存施設を含めた学校施設のバリアフリー化に関する整備目標を示し、その達成に向けて取組を進めてきたところであるが、現在のバリアフリー化の進捗状況を踏まえて、令和 8 年度以降の整備目標等を示し、その目標の達成に向けた整備の推進を図るものである。

1. 将来的に目指す姿

- 学校施設の特性等を踏まえ、学校施設のバリアフリー化の姿として、将来的に目指す姿は、引き続き以下のとおりとする。

○ 公立の小中学校等について、原則全ての学校施設において、車いす使用者用トイレ、スロープ等による段差解消、エレベーターの整備等のバリアフリー化がなされ、障害等の有無にかかわらず、誰もが支障なく学校生活を送ることができる環境が整備されていることを目指す。

2. 令和 1 2 年度末の整備目標

- 1. で示す将来的な姿を目指しつつ、バリアフリー法に基づく基本方針における整備目標期限となる令和 7 年度末までの 5 年間に緊急かつ集中的に整備を行うための整備目標を令和 2 年 1 2 月に示し、学校施設のバリアフリー化を推進してきた。その結果、令和 6 年度時点で一定の進捗があったものの、令和 7 年度末までの整備目標に対しては、十分な進捗が見込めていない状況である。このような状況を踏まえて、これまでの整備目標を早期に達成することを目指し、令和 1 2 年度末までの整備目標を、以下のとおり示す。

(整備目標設定の考え方)

- 公立小中学校等について、優先的にバリアフリー化を図る対象として、以下の視点を踏まえ、取組の推進を図る。
 - ・学校における円滑な移動等に配慮が必要な児童生徒や教職員の在籍状況
 - ・災害時における避難所の指定状況(災害対策基本法に基づく指定避難所以外の「避難所」を含む)
- 迅速な対応を進める観点から、あらゆる機会を捉えて、段階的な対応も含め、着実に学校施設のバリアフリー化を進めるとともに、長寿命化改修等の大規模改修時には、建築物移動等円滑化基準を参考に、施設全体のバリアフリー化を促進する。
- この際、現時点で円滑な移動等に配慮が必要な児童生徒や教職員が在籍していない場合等においても、配慮が必要な児童生徒等の入学等の予定や将来的な動向等を踏まえ、柔軟かつ適切な対応を促進する。
- また、各地域の防災部局と連携した避難所整備やバリアフリー法に基づく移動等円滑化促進方針や基本構想の策定などまちづくりの観点からのバリアフリー化の取組も促進する。

(具体的な整備目標)

対象		令和7年度 (見込み)	令和12年度末までの目標
バリアフリー トイレ	校舎	77.2%	避難所に指定されている全ての学校に整備 ※令和6年度調査時点で総学校数の約97%に相当 (数値目標)
	屋内運動場	51.3%	
スロープ 等による 段差解消	門から建物 の前まで	校舎	全ての学校に整備する ¹
		屋内運動場	
	昇降口・玄関等 から教室等まで	校舎	
		屋内運動場	
エレベーター ²	校舎	32.9%	要配慮児童生徒等 ³ が在籍する全ての学校に整備 ※令和6年度調査時点で総学校数の約43%に相当 (数値目標)
	屋内運動場	72.4%	要配慮児童生徒等が在籍する全ての学校に整備 ※令和6年度調査時点で総学校数の約78%に相当 (数値目標)

¹ 小修繕や、段差解消機または既製品のスロープ等による対応を含む。

² エレベーター整備数には、1階建ての校舎、屋内運動場を含む。

³ 円滑な移動等に配慮が必要な児童生徒及び教職員を指す。